

第3号様式の2(3) (第6条関係)

Table with columns: 所長, 次長, 課長, 班長, 合議, 主務, 年 月 日 起案, 年 月 日 決裁, 年 月 日 施行

所在地
法人名
代表者氏名

Table with columns: 管理番号, 申告区分, 申告等年月日

Table with columns: 前期末現在の金額, 資本金の額又は出資金の額, 資本金の額及び資本準備金の額の合算額, 期末資本金等の額, 兆, 十億, 百万, 千, 円

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の中間みなし決定決議書

次のとおり 年 月 日からの事業年度に対する中間みなし税額を決定し、上記へ通知してよいか伺います。

Table with columns: このみなし決定により徴収する税額, 法人事業税額, 特別法人事業税額, 法人県民税額, 申告書提出期限, 申告延期承認年月日, 年 月 日

徴収金額の内訳

Main table for tax breakdown with columns: 法人事業税, 法人県民税, 前事業年度の税額, 所得割額, 付加価値割額, 資本割額, 収入割額, 特別法人事業税, みなし申告税額

前事業年度の法人事業税額の明細					前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細									
摘 要		課 税 標 準		税 率	税 額				兆	十億	百万	千	円	
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業														
所得割	所得金額総額 ㉔	兆	十億	百万	千	円			㉔					
	所得金額 ㉕			兆	十億	百万	千	円						
付加価値割	付加価値額総額 ㉖			兆	十億	百万	千	円						
	付加価値額 ㉗			兆	十億	百万	千	円						
資本割	資本金等の額総額 ㉘			兆	十億	百万	千	円						
	資本金等の額 ㉙			兆	十億	百万	千	円						
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業														
収入割	収入金額総額 ㉚	兆	十億	百万	千	円			㉚					
	収入金額 ㉛			兆	十億	百万	千	円						
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業														
所得割	所得金額総額 ㉜	兆	十億	百万	千	円			㉜					
	所得金額 ㉝			兆	十億	百万	千	円						
付加価値割	付加価値額総額 ㉞			兆	十億	百万	千	円						
	付加価値額 ㉟			兆	十億	百万	千	円						
資本割	資本金等の額総額 ㊱			兆	十億	百万	千	円						
	資本金等の額 ㊲			兆	十億	百万	千	円						
収入割	収入金額総額 ㊳			兆	十億	百万	千	円						
	収入金額 ㊴			兆	十億	百万	千	円						
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業														
付加価値割	付加価値額総額 ㊵	兆	十億	百万	千	円			㊵					
	付加価値額 ㊶			兆	十億	百万	千	円						
資本割	資本金等の額総額 ㊷			兆	十億	百万	千	円						
	資本金等の額 ㊸			兆	十億	百万	千	円						
収入割	収入金額総額 ㊹			兆	十億	百万	千	円						
	収入金額 ㊺			兆	十億	百万	千	円						
合計事業税額 ㉔+㉕+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴					㉔									
事業税の特定寄附金税額控除額					㉕									
仮装経理に基づく事業税額の控除額					㉖									
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					㉗									
納付すべき事業税額 ㉔-㉕-㉖-㉗					㉘									
前事業年度の特別法人事業税額の明細														
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額					㉚									
同上に対する特別法人事業税額(㉚×/100)					㉛									
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額					㉜									
同上に対する特別法人事業税額(㉜×/100)					㉝									
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額					㉞									
同上に対する特別法人事業税額(㉞×/100)					㉟									
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額					㊱									
同上に対する特別法人事業税額(㊱×/100)					㊲									
合計特別法人事業税額 ㉛+㉝+㉟+㊲					㉜									
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額					㉕									
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額					㉖									
納付すべき特別法人事業税額 ㉜-㉕-㉖					㉟									
㉚の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業													
	所得割 ㉔	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 ㉖	兆	十億	百万	千	円		
	資本割 ㉘			兆	十億	百万	千	円						
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業													
	所得割 ㉜	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 ㉞	兆	十億	百万	千	円		
	資本割 ㉘			兆	十億	百万	千	円						
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業													
						付加価値割 ㊵	兆	十億	百万	千	円			
	資本割 ㊷	兆	十億	百万	千	円	収入割 ㊴							

第3号様式の3(2)の次に次の1様式を加える。

第3号様式の3(3) (第6条関係)

所在地
法人名
代表者氏名

所長	次長	課長	班長	合議	主務
		起案日	年 月 日		
		決裁日	年 月 日		
		施行日	年 月 日		

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の更正・決定・加算金決定決議書

次のとおり 年 月 日から 年 月 日までの事業年度に対する課税標準及び税額加算金額

を更正し、上記へ通知してよいか伺います。

なお、この通知により徴収する税額等の納期限は、年 月 日としてよいか併せて伺います。

この更正・決定により徴収する金額	法人事業税額	特別法人事業税額	申告書提出期限		年 月 日	資本金の額又は出資金の額	千円
	法人事業税加算金額	特別法人事業税加算金額	申告書提出年月日	確定	年 月 日	資本金の額及び資本準備金の額の合算額	千円
	法人県民税額	合計		修正	年 月 日		
			管理番号		期末資本金等の額	千円	

徴収金額の内訳

法 人 事 業 税				法 人 県 民 税				
摘要		課税標準	税率	税額	（使途秘匿金税額等） 法人税法の規定によって 計算した法人税額			兆 十 億 万 千 円
法 第 1 号 第 2 条 業 務 割 入 割	所得金額総額 ⑰	兆 十 億 万 千 円			①			
	年 400万円以下の金額 ⑳			兆 十 億 万 千 円	課税標準額 ㉑			
	年 400万円を超え年 800万円以下の金額 ㉒				課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ㉓			
	年 800万円を超える金額 ㉔				法人税割額 (㉓ × /100) ㉔			
	計 ㉕ (㉑ + ㉒ + ㉔)				道府県民税の特定寄附金税額控除額 ㉖			
	軽減税率不適用法人の金額 ㉗				税額控除超過額相当額の加算額 ㉘	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象税額等相当額の控除額 ㉙		
	付加価値額総額 ㉚			兆 十 億 万 千 円	外国の法人税等の額の控除額 ㉛	仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ㉜		
	付加価値額 ㉝				差引法人税割額 ㉞ (㉔ - ㉖ + ㉗ - ㉘ - ㉛)			
	資本金等の額総額 ㉟			兆 十 億 万 千 円	既に納付の確定した当期分の法人税割額 ㉟			
	資本金等の額 ㊱				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ㊱			
収入金額総額 ㊲				差引徴収法人税割額 ㊲ (㉞ - ㉟ - ㊱)				
収入金額 ㊳								

法人事業税・特別法人事業税に対する加算金額							
摘要		基礎とする事業税額	基礎とする特別 法人事業税額	基礎とする税額合計	率	加算金額	うち事業税を基礎 とする加算金額
		ア	イ	ア+イ=ウ (端数計算)		エ	エー (エ×イ/ウ) (端数計算)
過少申告 加算金	不足税 額分	/	/	兆 十 億 百 万 千 円	/	兆 十 億 百 万 千 円	/
	超える 額分			兆 十 億 百 万 千 円		兆 十 億 百 万 千 円	
	小計			兆 十 億 百 万 千 円		兆 十 億 百 万 千 円	
不 申 告 加 算 金	不足税 額分	/	/	兆 十 億 百 万 千 円	/	兆 十 億 百 万 千 円	/
	超える 額分			兆 十 億 百 万 千 円		兆 十 億 百 万 千 円	
	小計			兆 十 億 百 万 千 円		兆 十 億 百 万 千 円	
重加算金						⑥2	
				徴収加算金合計 ⑥0+⑥1+⑥2		⑥3	
更正又は決定の理由							

第3号様式の3の2中

収入金額 ⑧				
			課税免除税額	
既に課税免除の確定した当期分の税額 ⑨				

を

収入金額 ⑧				
			課税免除税額	
地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				
収入金額 ⑨				
			課税免除税額	
既に課税免除の確定した当期分の税額 ⑩				

に改める。

第3号様式の3の3中

収入金額 ⑧				
			減額税額	
既に減額の確定した当期分の税額 ⑨				

を

収入金額 ⑧				
			減額税額	
地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				
収入金額 ⑨				
			減額税額	
既に減額の確定した当期分の税額 ⑩				

に改める。

第3号様式の3の4を次のように改める。

第3号様式の3の4（第6条関係）

所長	次長	課長	班長	合議	主務	
			起案日	年	月	日
			決裁日	年	月	日
			施行日	年	月	日

法人事業税課税免除決議書

所在地
法人名
代表者氏名

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の規定により、次のとおり地方活力向上地域内における課税免除を行つてよいか伺います。

事業年度					申告 区分
区 分	課税標準 (円)	減価償却資産に係る課税標準 (円)	税率 (%)	税額 (円)	
地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得 金 額	年 400万円以下 の金額 ①			課税免除税額	
	年 400万円超 年 800万円以下 の金額 ②			課税免除税額	
	年 800万円超 の金額 ③			課税免除税額	
	計 ①+②+③ ④			課税免除税額	
	軽減税率不適用 法人の金額 ⑤			課税免除税額	
地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入金額 ⑥				課税免除税額	
地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得金額 ⑦				課税免除税額	
収入金額 ⑧				課税免除税額	
地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
収入金額 ⑨				課税免除税額	
既に課税免除の確定した当期分の税額					⑩
この通知により課税免除する税額					

第3号様式の3の5中

収入金額 ⑧			減額税額	
既に減額の確定した当期分の税額				⑨

を

収入金額 ⑧			減額税額	
地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				
収入金額 ⑨			減額税額	
既に減額の確定した当期分の税額				⑩

に改める。

第7号様式(1)を次のように改める。

第7号様式(1) (第6条の3関係)

富山県総合県税事務所

年度 月分 県税等収入報告書

区分 税目	調定済額						収入済額						収入率		不納欠損		還付未済額		収入未済額		
	当月分			累計			当月分			累計			今年度	前年度	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
	件数	税額	前年度比	件数	税額	前年度比	件数	税額	前年度比	件数	税額	前年度比									
件	円	%	件	円	%	件	円	%	件	円	%	%	%	件	円	件	円	件	円		
現 年 課 税 分	個人県民税																				
	法人県民税																				
	県民税利子割																				
	県民税配当割																				
	県民税譲渡割																				
	個人事業税																				
	法人事業税																				
	地方消費税譲渡割																				
	地方消費税貨物割																				
	不動産取得税																				
	県たばこ税																				
	ゴルフ場利用税																				
	自動車税																				
	環境性能割																				
種別割																					
鉦区税																					
軽油引取税																					
狩猟税																					
旧法による税計																					
滞 納 繰 越 分	個人県民税																				
	法人県民税																				
	県民税利子割																				
	県民税配当割																				
	県民税譲渡割																				
	個人事業税																				
	法人事業税																				
	不動産取得税																				
	県たばこ税																				
	ゴルフ場利用税																				
	自動車税																				
	環境性能割																				
	種別割																				
	鉦区税																				
軽油引取税																					
狩猟税																					
旧法による税計																					
合計																					

備考

- 1 「収入済額」欄には、還付未済額を含め、件数は完納件数を計上する。
- 2 「収入率」は、小数点第1位までとし、第2位で四捨五入する。
- 3 旧法による税については、必要に応じて個別の税目を内訳として記載する。

第7号様式の2を次のように改める。

第7号様式の2 (第6条の3関係)

第 号

年 月 日

富山県知事 殿

富山県総合県税事務所長

年度県税徴収状況報告書 (件数、金額)

年 月末現在 (単位 千円 % 件)

区分 税目	調定済額 1	収入済額 2	収入済額の内訳					不納欠損 3	収入未済額 (1-2-3) 4	収入未済額の内訳							還付未済額		
			納期内納付(入) (1)	納期内納付(入)率 (1)/1	徴収猶予 (2)	差押売 (3)	差押任意納付 (4)			その他 (5)	ア 差押	イ 換価猶予	ウ 執行停止	エ 徴収猶予	オ 徴収嘱託	カ 交付要求		キ 参加差押	ク 分納誓約
現 年 課 税 分																			
滞 納 繰 越 分																			
計																			

備考

- 「収入済額」欄には、還付未済額を含め、件数は完納件数を計上する。
- 「納期内納付(入)率」は、小数点第1位までとし、第2位で四捨五入する。
- 旧法による税については、必要に応じて個別の税目を内訳として記載する。

第7号様式の9(2)を次のように改める。

第7号様式の9(2) (第6条の3関係)

年度県税決算書付表

富山県総合県税事務所

	予算額	調定済額 A		収入済額 B		不納欠損額 C		還付未済額 D		収入未済額 A-B-C+D=E		収 入 率 B/A		
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	対予算	対調定	前年度 対調定
現 ・ 滞 ・ 計														
1 普通税														
(1) 県民税														
ア 個人														
イ 法人														
ウ 利子割														
エ 配当割														
オ 譲渡割														
(2) 事業税														
ア 個人														
イ 法人														
(3) 地方消費税														
ア 譲渡割														
イ 貨物割														
(4) 不動産取得税														
(5) 県たばこ税														
(6) ゴルフ場利用税														
(7) 軽油引取税														
(8) 自動車税														
(ア) 普通徴収														
(イ) 証紙徴収														
(ウ) OSS														
ア 環境性能割														
(ア) 普通徴収														
(イ) 証紙徴収														
(ウ) OSS														
イ 種別割														
(ア) 普通徴収														
(イ) 証紙徴収														
(ウ) OSS														
(9) 鉦区税														
2 目的税														
(1) 狩猟税														
3 旧法による税														

備考 旧法による税については、必要に応じて個別の税目を内訳として記載する。

第7号様式の20中

ゴルフ場利用税	今 累	回 分	計 分																		
自動車税	今 累	回 分	計 分																		
自動車税 環境性能割	今 累	回 分	計 分																		
自動車税種別割	今 累	回 分	計 分																		
鉦 区 税	今 累	回 分	計 分																		
自動車取得税	今 累	回 分	計 分																		
軽油引取税	今 累	回 分	計 分																		
旧法	料理飲食等 消費税	今 累	回 分	計 分																	
		今 累	回 分	計 分																	
合計		今 累	回 分	計 分																	

を

ゴルフ場利用税	今 累	回 分	計 分																		
自動車税	今 累	回 分	計 分																		
自動車税 環境性能割	今 累	回 分	計 分																		
自動車税種別割	今 累	回 分	計 分																		
鉦 区 税	今 累	回 分	計 分																		
軽油引取税	今 累	回 分	計 分																		
合計		今 累	回 分	計 分																	

に改め、同様式備考2の次に次のように加える。

3 旧法による税については、必要に応じて個別の税目を内訳として記載する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の富山県税事務取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)

